

都市公園の整備方針について

平成 20 年度末現在の本市の 1 人当たり公園面積は、目標値 10 m²（国が定める公園の敷地面積の標準）に対し 4.68 m²にとどまっており、昭和 47 年（都市公園等緊急整備措置法の施行年）と比較すると倍増しているものの、依然として公園が不足している地域や、大きな公園がない地域があります。また、都市計画公園は、宅地化の進行などにより用地買収が進まず、長期間、整備が困難な状態が続いています。

これらの現況を踏まえ、以下の方針により、公園を整備していきます。

（１）地域の核となる身近な公園の整備

- ①公園は、多世代の市民が利用し、地域コミュニティの核となる重要な施設であることから、地域要望を踏まえ、不足している地域を優先して、歩いて行ける範囲に整備します。
- ②既存の公園は、老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化につながるよう、地域のニーズを踏まえながら再整備を進めます。

【公園の種類と配置方針】

種 類		配 置 方 針	
小規模	街区公園	主に日常的な利用を目的に整備します。地域の実情を踏まえて規模を設定し、利用しやすい身近な場所に配置します。	
中規模	近隣公園		
	地区公園		
大規模	運動公園	主に運動利用することを目的に整備します。 例：横大路運動公園，西京極総合運動公園	アクセスや周辺環境を踏まえ、広域的な利用ができるよう配置します。
	総合公園	市民の総合的な公園利用を目的に整備します。 例：岡崎公園，梅小路公園	
	広域公園	市域を超えた広域的な利用を目的に整備します。 例：宝が池公園	

（２）都市計画公園（都市計画法に基づく整備予定公園）の整備

市民のレクリエーションの場の創出や、都市の防災機能向上の観点から、都市計画公園の着実な整備を進めるとともに、長期間整備が進んでいない公園については、変更を含めた整備方針の見直しを行います。

（３）市民との協働による整備と管理

ワークショップなどの住民参加により、安心・安全で地域のニーズに合った公園の計画を進めるとともに、公園に一層の愛着を感じ、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みの充実を図ります。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討します。

ちびっこひろばについては、一定の条件を満たすものは公園として再整備し、市民との協働により、維持管理を行います。

6 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

※太字は先導的、重点的に取り組む「柱となる施策」です。

基本方針	基本施策	具体的施策	施策番号
(1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント	自然環境や景観の保全	地域制緑地の保全	1
		地域制緑地の利活用の推進	2
		里地・里山の保全・再生	3
	農林業の振興	市域産木材の活用の推進 （市域産木材の需要の拡大）	4
		農林業の担い手の育成	5
		農林地の持つ多面的機能の活用	6
(2) 市街地の緑の保全、創出、活用	農地の保全と活用	生産緑地地区制度の維持	7
		農地の有効活用	8
	社寺境内地等の民有緑地の保全	巨樹名木の保全 （一定規模以上の樹木の所有者に対する優遇）	9
		景観重要樹木の指定 （景観法に基づく）	10
		記念物の指定・登録による保護	11
		緑地・庭園等の保全	12
	公園等の整備	街区公園等の身近な公園の整備	13
		借地型公園の整備 （まちなかのコインパーキングの公園化等）	14
		公園の再整備の推進	15
		大規模公園、その他特色ある公園等の整備	16
		公園の維持管理の充実	17
		公園の多様な利活用の促進	18
	道路の緑の整備	新設・再整備道路における緑の整備	19
		駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	20
		景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理（紅葉街路樹）	21
		街路樹の良好な生育の確保	22
	その他公共公益施設の緑化の推進	学校緑化の推進（緑のカーテン等）	23
		公共公益施設の緑化の義務化	24
	民有地緑化の推進	緑化助成の推進 （屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）等）	25
		市民・事業者との協働による民有地緑化の推進 （「緑化地域」の指定）	26

基本方針	基本施策	具体的施策	施策番号
(3)水と緑のネットワークづくり	道路の緑のネットワーク	<u>道路の緑の充実・ネットワークの形成</u> （街路樹の連続化による緑のネットワークの形成（「道路の森づくり」，「京都・緑の回廊」等））	27
	水辺の保全，創出，活用	多自然川づくり	28
		親水性のある川づくり	29
		<u>水のネットワークの形成</u> （小河川の水流の復活や保全等）	30
	地表面被覆の改善	市街地における雨水浸透の推進	31
(4)市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	地球環境に資する取組の推進	森林バイオマスの活用の推進	32
		<u>緑のリサイクルの推進</u> （剪定枝等の堆肥化・チップ化）	33
		地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用	34
		生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進	35
	緑の文化の継承	<u>庭園文化の普及・継承</u>	36
		国内外に向けた緑に関する情報発信，文化交流	37
		世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	38
		<u>木造建築物の建設の推進</u> （平成の京町家）	39
		京野菜の振興	40
	緑化推進啓発活動の展開	緑地協定の締結の推進	41
		オープンガーデンの促進	42
		<u>花と緑豊かな空間づくり</u> （スポンサー花壇，市民の記念植樹奨励制度等）	43
		区の花と木の選定	44
		情報媒体の活用等による緑化啓発	45
		緑化イベント・講習会の開催	46
		<u>環境教育や自然体験学習の推進</u>	47
	顕彰制度の充実	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	48
	推進体制の整備	緑化・公園管理基金の拡充	49
		公園緑地審議会（仮称）の設置・運営	50
	人材の育成	<u>緑のボランティアリーダーの育成</u> （緑化推進委員の育成，地域の人材づくり）	51
		ボランティアとの連携や活動に対する支援	52

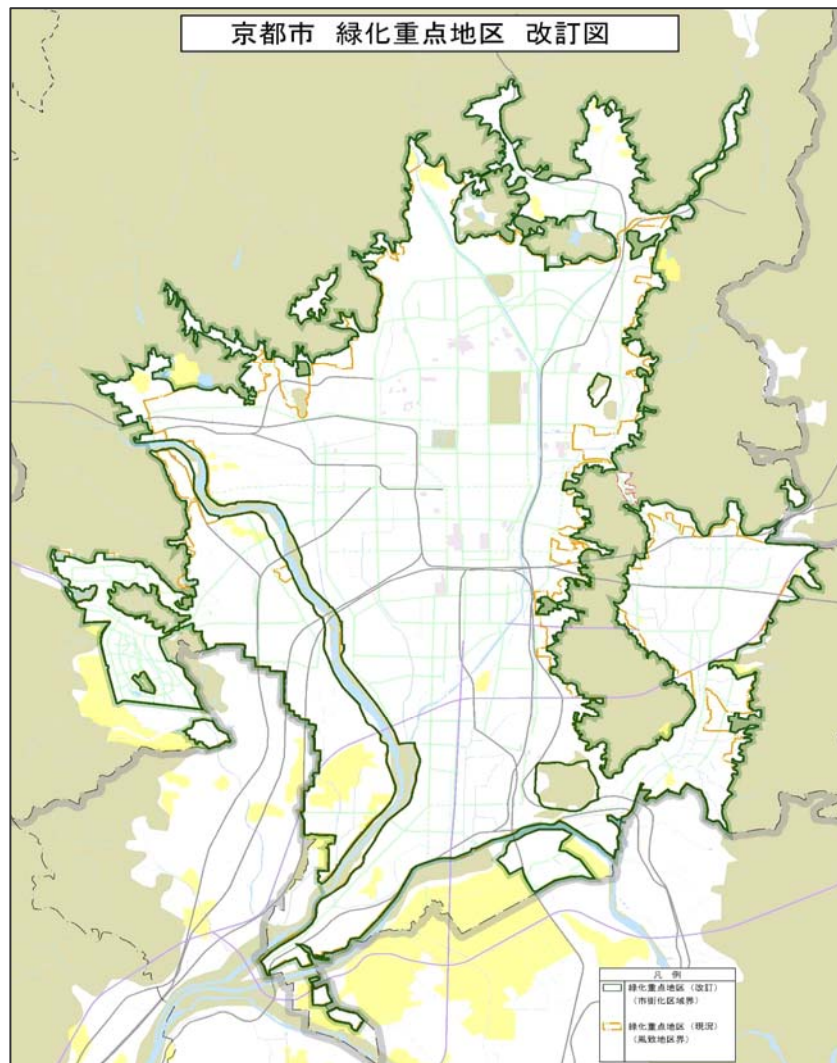
7 緑化重点地区及び緑化地域

緑化重点地区の指定

「緑化重点地区」は、「緑の基本計画」の中で定めることが位置付けられており、緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地緑化に対する助成のほか、公園緑地や街路樹の整備等を集中的に行う地区として、本市では平成 18 年 4 月に指定しました。

「緑化重点地区」の区域については、法律や条例により緑化の義務が課せられている「風致地区」及び「歴史的風土特別保存地区」を除く市街化区域としていますが、近年地球温暖化対策やヒートアイランド対策が喫緊の解決すべき課題であり、また、風致地区内においても宅地開発が進んでいる中、これらの地区を含めた緑地の保全や緑化の推進がますます重要となってきています。

このような状況を踏まえて、「緑化重点地区」の区域を市街化区域全体(約 13,000ha から約 15,000ha)に拡大し、「風致地区」等においても環境保全機能や防災機能を持つ公園緑地や街路樹を中心とした公共公益施設の整備を率先的に行い、併せて市域全体の緑被率の向上を図ります。



緑化地域の指定の検討

中心市街地等においては、公園の整備等の公共公益施設の整備による緑の確保だけでは限りがあり、これらの地域においては、大半を占める民有地の緑化を積極的に推進するため、本計画では「緑化地域制度」を導入することを検討します。

「緑化地域制度」とは、都市緑地法及び都市計画法等に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

今後、京都市では現行の緑化助成制度（屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化等）を充実させるとともに、緑化地域の具体的指定候補地の検討に取り組み、市民にも一定の負担をお願いしながら、大切な緑を市民とともに確実に増やしていきます。

【期待される効果】

- ・ ヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。
- ・ 雨水の保水能力を高めることにより、雨水流出の抑制に役立ちます。

< 緑化地域の制度概要（都市緑地法より） >

【指定箇所】

「用途地域※が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

※用途地域：都市計画法で定める地域地区の一つで、良好な市街地環境の形成や住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどを規制・誘導するための制度。

【義務付けの対象】

- ・ 敷地面積が原則 1,000 ㎡以上の建築物の新築又は増築
- ・ 特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を 300 ㎡まで引き下げることができるかとされています。

【義務付けられる緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）】

都市緑地法で定める規定を踏まえ、建ぺい率を勘案して、求める緑化の最低基準を設定します。また、緑化面積の算定には、樹木や芝生、壁面緑化等が対象となります。

なお、都市緑地法では 25%を超えて定めることはできません。

【参考】※京都府地球温暖化対策条例に基づく「建築物等の緑化促進制度」について

本市では、京都府地球温暖化対策条例に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から「建築物等の緑化促進制度」を実施しています。

< 制度の概要 >

敷地面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築・改築を行う際に、一定面積以上の緑化を義務付ける。

対 象 地 域：緑化重点地区内（風致地区、歴史的風土特別保存地区を除く市街化区域内）

緑化必要面積：地上部、屋上部それぞれについて算出した数値の合計面積以上

< 地上部 > ①（敷地面積－建築面積）×15%

② {敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8）} ×15%

①、②のいずれか小さい数値を採用。

< 屋上部 >（屋上面積－建築物の管理に必要な面積（※））×20%

※空調施設や屋上駐車場など

今後、緑化地域制度を導入する場合、その対象地域は、建築物等の緑化促進制度の対象地域から除外され、以下の設定をすることを検討します。

①1,000 ㎡未満の建築物の新築や増築も対象とする。

②建築物等の緑化促進制度の緑化基準を上回る基準を設定する。

8 施策の推進

本計画の目標年次は、平成 37 年と長期（平成 22 年～平成 37 年）にわたることから、中期的な展望に立って、「京（みやこ）のみどり推進プラン（仮称）」を作成する予定です。

これは、本計画に掲げる施策を、融合の観点を踏まえ、メリハリを持って確実に推進するためのものです。

具体的には、以下に示します①～⑤の観点で取組を進めていく予定です。

なお、推進プランは、今後 5 年毎に見直す予定です。

- ① 推進プランの計画期間で行う取組の絞込み
- ② 施策毎の目標の設定（新たな指標（緑視率（p4 参照）等）の設定を検討）
- ③ 市民、事業者、行政の役割分担の明確化
- ④ 進捗状況の把握
- ⑤ ホームページ等で進捗状況を定期的に公表（年度毎）

京都市緑の基本計画（概要版）

平成 22 年 3 月発行 京都市印刷物第 213183 号

発行：京都市建設局水と緑環境部緑政課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話（075）222-3589

